

令和6年度財務省調達改善計画

令和6年3月29日
財務省

1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

(1) 調達の現状分析

① 契約種別に関する分析

令和4年度の調達の契約種別は、表1のようになり、契約件数は6,577件、契約金額は1,591億円である。そのうち、競争性のある契約は5,542件（全契約に占める割合84%）、競争性のない随意契約は1,035件（同16%）となっている。

これまで、競争性のない随意契約については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）通達に基づき、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由等の審査及び決裁を行うことによる内部牽制を有効に機能させることにより、競争性のある契約へ移行してきたところである。

この結果、競争性のない随意契約の全契約に占める割合は、平成18年度の件数ベースで35%、金額ベースで54%から、令和4年度の件数ベースで16%、金額ベースで26%となっており、競争性のある契約への移行が進んでいる。

表1 令和4年度財務省における調達の契約種別（注1、2）（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	3,606	55%	892	56%
	企画競争による随意契約	31	0%	7	0%
	公募による随意契約	1,663	25%	91	6%
	不落・不調による随意契約	242	4%	185	12%
	小計	5,542	84%	1,174	74%
競争性のない随意契約		1,035	16%	417	26%
合計		6,577	100%	1,591	100%

（注1）令和4年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

（注2）金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

② 応札状況に関する分析

令和4年度の調達の応札状況は、表2のようになり、競争性のある契約（公募による随意契約を除く。）に占める一者応札の割合は、件数ベースで27%、金額ベースで53%となっている。

これまで、一者応札の解消に向けた取組として、入札不参加者へのアンケート調査やヒアリング等を通じて一者応札の原因分析等を行い、それを踏まえて競争参加

資格や仕様書の見直し、公告期間の延長拡大、業務等準備期間の確保及び入札情報提供の場の拡大等を実施してきたところである。

こうした取組により、競争性のある契約に占める一者応札の割合は件数ベースで平成20年度の29%から平成24年度の17%と減少傾向にあったが、その後はやや増加し、令和4年度は27%となった。

また、情報システムの調達における一者応札の占める割合は、全体と比べて高く、令和4年度において件数ベースで62%、金額ベースで82%となっている。

表2 令和4年度財務省における調達の応札状況（注1、2）

（単位：件、億円）

	1 者 (注3)		うち情報システム		2者以上		合 計		うち情報システム	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
	競争契約	923	416	88	254	2,683	476	3,606	892	147
割合	26%	47%	60%	76%	74%	53%	100%	100%	100%	100%
企画競争による随意契約	5	6	-	-	26	0	31	7	-	-
割合	16%	94%	-	-	84%	6%	100%	100%	-	-
不落・不調による随意契約 (注4)	129	157	20	126	113	28	242	185	27	130
割合	53%	85%	74%	97%	47%	15%	100%	100%	100%	100%
小計	1,057	579	108	380	2,822	504	3,879	1,084	174	465
割合	27%	53%	62%	82%	73%	47%	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約 (注5)	313	55	14	5	-	-	313	55	14	5
割合	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%	100%	100%
合計	1,370	634	122	385	2,822	504	4,192	1,139	188	470
割合	33%	56%	65%	82%	67%	44%	100%	100%	100%	100%

(注1) 令和4年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 1者には、応札者が0者の場合を含む。

(注4) 「不落・不調による随意契約」は、入札時の応札者数により記載。

(注5) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、諸条件を明らかにしたうえで公募をおこなうもの及び一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす全ての者と契約するものは「公募による随意契約」の欄から除く。

③ 調達経費の内訳に関する分析

令和4年度における調達経費の内訳は、表3のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が63%と最も大きく、金額ベースでは情報システムの占める割合が32%と最も大きい。

表3 令和4年度財務省における調達経費の内訳（注1～4）

（単位：件、億円）

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事(A)	28	12	454	123	482	136
	割合(A/K)	4%	2%	8%	15%	7%	9%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	-	-	163	7	163	7
	割合(B/K)	-	-	3%	1%	2%	0%
	小計	28	12	617	131	645	143
物品 役務 等	情報システム(C)	147	416	51	100	198	517
	割合(C/K)	19%	55%	1%	12%	3%	32%
	電力(D)	8	3	110	41	118	45
	割合(D/K)	1%	0%	2%	5%	2%	3%
	ガス(E)	4	1	83	7	87	7
	割合(E/K)	1%	0%	1%	1%	1%	0%
	調査研究(F)	14	2	-	-	14	2
	割合(F/K)	2%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入(G)	109	25	569	90	678	115
	割合(G/K)	14%	3%	10%	11%	10%	7%
	物品等製造(H)	120	205	94	13	214	217
	割合(H/K)	15%	27%	2%	2%	3%	14%
	物品等賃借(I)	14	3	480	103	494	106
	割合(I/K)	2%	0%	8%	12%	8%	7%
役務(J)	341	88	3,788	351	4,129	439	
割合(J/K)	43%	12%	65%	42%	63%	28%	
小計	757	743	5,175	705	5,932	1,448	
合計(K)	785	755	5,792	836	6,577	1,591	
		12%	47%	88%	53%	(注5)	

(注1) 令和4年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システムとは、「コンピューター製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」（平成7年3月27日蔵計第621号）における「コンピューター製品及びサービス並びに電気通信機器及びサービス」である。

(注4) 調査研究とは、「行政の透明性向上のため予算執行等の在り方について」（平成25年6月28日閣議決定）に基づき、予算執行等に係る情報の公表を行っている「委託調査費」である。

(注5) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁／全体」及び「地方支分部局／全体」の割合をそれぞれ記載している。

④ 競争契約における調達経費の内訳に関する分析

令和4年度における競争契約における調達経費の内訳は、表4のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が53%と最も大きく、また、金額ベースでは情報システムの占める割合が38%と最も大きい。

表4 令和4年度財務省における競争契約における調達経費の内訳（注1～3）（単位：件、億円）

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事(A)	27	11	442	118	469	129
	割合(A/K)	5%	3%	14%	23%	13%	14%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	-	-	154	7	154	7
	割合(B/K)	-	-	5%	1%	4%	1%
	小計	27	11	596	125	623	136
物 品 役 務 等	情報システム(C)	108	282	39	54	147	335
	割合(C/K)	22%	76%	1%	10%	4%	38%
	電力(D)	6	2	34	23	40	25
	割合(D/K)	1%	1%	1%	4%	1%	3%
	ガス(E)	4	1	14	2	18	3
	割合(E/K)	1%	0%	0%	0%	0%	0%
	調査研究(F)	13	2	-	-	13	2
	割合(F/K)	3%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入(G)	87	13	484	79	571	92
	割合(G/K)	17%	4%	16%	15%	16%	10%
	物品等製造(H)	74	12	88	11	162	24
	割合(H/K)	15%	3%	3%	2%	4%	3%
	物品等賃借(I)	10	3	110	39	120	42
	割合(I/K)	2%	1%	4%	8%	3%	5%
	役務(J)	171	46	1,741	187	1,912	233
割合(J/K)	34%	12%	56%	36%	53%	26%	
小計	473	360	2,510	396	2,983	756	
合計(K)	500	371	3,106	521	3,606	892	

14% 42% 86% 58%（注4）

- (注1) 令和4年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。
(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注3) 表中の内訳区分は表3の内訳区分と同様。
(注4) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁／全体」及び「地方支分部局／全体」の割合をそれぞれ記載している。

⑤ 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳に関する分析

令和4年度における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は、表5のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が55%と最も大きく、また、金額ベースでは情報システムの占める割合が61%と最も大きい。

表5 令和4年度財務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳（注1～3）

（単位：件、億円）

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事(A)	7	4	66	21	73	25
	割合(A/K)	4%	2%	9%	11%	8%	6%
	公共工事に係る 調査及び設計業 務等(B)	-	-	20	1	20	1
	割合(B/K)	-	-	3%	1%	2%	0%
	小計	7	4	86	22	93	26
物 品 役 務 等	情報システム(C)	63	202	25	52	88	254
	割合(C/K)	36%	87%	3%	28%	10%	61%
	電力(D)	1	1	17	14	18	15
	割合(D/K)	1%	0%	2%	8%	2%	3%
	ガス(E)	3	0	4	0	7	1
	割合(E/K)	2%	0%	1%	0%	1%	0%
	調査研究(F)	4	0	-	-	4	0
	割合(F/K)	2%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入(G)	18	1	123	28	141	29
	割合(G/K)	10%	1%	16%	15%	15%	7%
	物品等製造(H)	12	4	10	1	22	6
	割合(H/K)	7%	2%	1%	1%	2%	1%
	物品等賃借(I)	7	2	32	11	39	14
割合(I/K)	4%	1%	4%	6%	4%	3%	
役務(J)	60	18	451	54	511	72	
割合(J/K)	34%	8%	60%	30%	55%	17%	
小計	168	229	662	161	830	390	
合計(K)	175	233	748	183	923	416	
		19%	56%	81%	44%	(注4)	

(注1) 令和4年度の「契約に関する統計」に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表中の内訳区分は表3の内訳区分と同様。

(注4) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁／全体」及び「地方支分部局／全体」の割合をそれぞれ記載している。

(2) 重点的な取組及び共通的な取組
別紙1のとおり。

(3) その他の取組
別紙2のとおり。

2 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する際のポイント等を盛り込む。

調達改善計画に関する取組状況等については、財務省のホームページにおいて公表するものとする。

3 推進体制等

(1) 推進体制

「財務省調達改善推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

統括責任者	：大臣官房長	
統括責任者代理	：大臣官房審議官	
メンバー	：大臣官房会計課長	大臣官房地方課長
	関税局総務課長	理財局国債企画課長
	国税庁長官官房会計課長	

また、推進チームの下に実務作業を担う担当職員で構成される調達改善推進グループ（以下「推進グループ」という。）を置く。推進グループは計画の推進に係る実務を担うこととし、推進グループの事務局は大臣官房会計課に置く。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては財務省行政事業レビュー外部有識者会合の外部有識者の意見を活用するものとする。

(3) 内部監査の活用

財務省においては、全ての部局について毎会計年度、大臣官房会計課監査室の職員がオンサイトで重点監査項目等に基づいて会計監査を実施しているところであり、調達改善計画に盛り込んだ各般の取組内容等についても、会計監査における重点監査項目とすることとし、効率的・効果的な審査体制を活用して取組を検証することとする。

4 調達情報の開示

財務省の調達情報については、財務省ホームページに下記の情報を開示しているところである。今後、閲覧者の利便性の向上を図るなど調達情報に関する開示の充実に取り組んでいくこととする。

- ・競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・競争入札案件情報、落札等情報
- ・企画競争情報、公募情報
- ・工事、物品・役務等の発注見通し
- ・委託調査費、タクシー代の支出状況
- ・公益法人等への支出状況

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達等の実現に向けた主導的な環境整備	・財務局が持つネットワークを活用し、共同調達の改善等に取り組む。	共同調達を推進し業務効率化を図るうえで、物価・人件費の上昇や行政コストを踏まえた対応など、地域性を考慮して実施する必要があるため。	A+	H28	物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、共同調達参加官署等における連絡会等を全財務局で開催し、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウの共有等に努める。 なお、事務局においても他官署における優良事例の共有等を通じて取組の支援を行う。	R7年3月
○	調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善等の取組】			A+	-	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	R7年3月
		・契約ごとに、 ① 民間事業者からの意見等の収集、反映 (入札不参加者へのアンケート調査、同業他者への事前ヒアリング、意見招請手続等で把握した意見等を活用した、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信 (十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書等の開示等) 等について、事前に審査する。						R7年3月
		・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覧を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。						R7年3月
		・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。						R7年3月
		・本省庁及び地方支分部局における一者応札改善等に関する成果を得た取組について、そのノウハウ等を集約し情報を共有する。						R7年3月
		【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】						R7年3月
		・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。						R7年3月
		・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。						R7年3月
・システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を引き続き実施する。		R7年3月						
○		調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を財務省HP等を活用し推進する。	入札公告、調達仕様書等の調達情報については、引き続き、調達ポータルを活用した電子的な公開により、原則電子入札及び電子契約を可能とし、電子入札率、電子契約率については、前年度の実績を上回る。	A	R4		R7年3月

その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約の更なる改善 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施する。 また、予定価格が100万円以下の案件についても、事務コストを勘案した上でオープンカウンタ方式を実施する。 ・ インターネットによる少額物品の購入 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施する。 ・ 共同調達又は一括調達の見直し コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務負担軽減など地域の実情を考慮し、実施に当たっては、これまでの実績を踏まえ対象品目や仕様の見直しを検討する。 	<p>継続</p>
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。 なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	<p>継続</p>